

未成年の子の旅券申請について

未成年の子に係る日本国旅券の発給申請については、親権者である両親のいずれか一方の申請書裏面の「法定代理人署名」欄への署名により手続きを行っています。

ただし、旅券申請に際し、もう一方の親から子の旅券申請に同意しない旨の意思表示があらかじめ在外公館に対してなされているときは、在外公館は当該申請が両親の合意による旅券申請であることを確認しております。

この場合、在外公館では、通常、子の旅券申請について不同意の意思表示を行った側の親が作成（自署）した「旅券申請同意書」（書式自由）の提出をお願いしています。